資料－２

確認書により設置する組織と調整会議の関係

【イメージ図】

神戸川の潮発電所水利使用に関する調整会議

【中間時点において、神戸川の河川環境等に関する協議会における意見やモニタリング等の調査報告を踏まえ、追加対策を提案】

【神戸川の河川環境等に関する協議会における意見等を踏まえ、分水の必要性を含め、さまざまな角度から再検討】

○島根県（土木）・出雲市・飯南町・美郷町
○オブザーバー　島根県（農業・水産）
（必要に応じて構成員以外から意見聴取）

H33年度　中間検証
・協議会における意見、モニタリング等の調査報告を踏まえ検証
・必要な場合は、それぞれの機関に対し対策を提案
（確認書第4条第2項）

次回更新（H39.3.31）に向けて再検討（確認書第5条）

意見

具体な取り組みを報告

対策を提案

神戸川の河川環境等に関する協議会

【河川環境等に関する情報共有、意見交換を実施】（確認書第3条）

・神戸川の河川環境に関する事項
・流域関係者による神戸川の環境保全等の取り組みに関する事項
・その他、目的を達成するために必要な事項

○学識経験者
○水利使用者（農業関係者・中国電力）
○神戸川漁協
○流域住民代表
○島根県（土木）・出雲市・飯南町・美郷町
○河川管理者（出雲県土整備事務所）
○オブザーバー　出雲河川事務所
（必要に応じて構成員以外から意見聴取）

取り組み報告

意見

協議会での意見を踏まえ、それぞれの機関において河川環境改善のため必要な取り組みを実施（確認書第4条）

○中国電力

○島根県

○出雲市

○飯南町

○流域住民